7　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。 (1)　略 (2)　陸上移動局の送信装置 (1)・(2)　略 (3)　(1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置 一の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が四〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。 (3)　略 ［8～10　略］	7　［同上］ (1)　同上 (2)　［同上］ (1)・(2)　同上 (3)　(1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置 一の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。 (3)　同上 ［8～10　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変更後				
第2　周波数割当表 ［1～7　略］ ［第1表　略］ 第2表　27.5MHz－10000MHz 周波数割当表				
［略］	国内分配（MHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
［略］	［略］	［略］	［略］	
1710－1850 J 36　J 94　J 135	固定	公共業務用	この周波数の使用は、平成37年3月31日までに限る。	
	移動　J 136	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。	
［略］	［略］	［略］	［略］	
3400－3456 J 157 J 216	固定 移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－3による。 放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。	

変更前				
第2　周波数割当表 ［1～7　同左］ ［第1表　同左］ 第2表　27.5MHz－10000MHz 周波数割当表				
［同左］	国内分配（MHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	
1710－1850 J 36　J 94　J 135	固定	公共業務用		
	移動　J 136	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。	
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	
3400－3456 J 157	固定 移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る。	